

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会

## 第1回競技式典専門委員会



日 時 : 令和7年1月27日(月) 10:00  
場 所 : 生涯学習交流センター松の館 2F 視聴覚室



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って



**青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会**  
**第1回競技式典専門委員会 次第**

**1 開会**

**2 委員長あいさつ**

**3 議事**

**(1) 報告事項**

- 【報告第1号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
競技式典専門委員会委員の変更について…………… 1
- 【報告第2号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の  
設置及び会則の改正について…………… 2
- 【報告第3号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過概要について…………… 3
- 【報告第4号】青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の決定について…………… 6

**(2) 審議事項**

- 【議案第1号】青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画（案）…………… 7
- 【議案第2号】青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画（案）…………… 8
- 【議案第3号】青の煌めきあおもり国スポつがる市競技会場管理運営要項（案）…………… 9

**4 閉会**

○参考資料

- 資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則……………13
- 資料2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
専門委員会規程……………18
- 資料3 競技式典専門委員会委員名簿……………20
- 資料4 第80回国民スポーツ大会つがる市リハーサル大会開催基本計画……………21

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 競技式典専門委員会委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回競技式典専門委員会（令和6年3月13日開催）以降、令和7年1月27日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

（敬称略）

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
青森県バレーボール協会 理事長	齋藤 達人	竹浪 慶

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の 設置及び会則の改正について

### 1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の青森県開催が正式決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）を改組し、会場地市町村として「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

### 2 実行委員会の概要

#### (1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

#### (2) 組織

現行の準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

#### (3) 委員等

実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員（以下「委員等」という。）は、現在の準備委員会の委員等を充てるものとする。

### 3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加する等、準備委員会会則を改正する。

また、準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係規程等については、組織名称等を読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととする。

#### 【参考】

○国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過概要

年 度	内 容	市関係分
平成 25 年 6 月 24 日	(公財) 青森県体育協会が平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出	
平成 27 年 11 月 20 日	知事、教育長、県体育協会長が、文部科学省と(公財)日本体育協会に開催要望書を提出	
平成 28 年 1 月 13 日	(公財) 日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解	
平成 28 年 8 月 31 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会の設立	
平成 28 年 12 月 26 日	第 80 回国民体育大会市町村競技会開催意向調査書を青森県に提出	○
平成 29 年 4 月 19 日	第 80 回国民体育大会会場地市町村の内定(一次選定)バレーボール(少年女子)、柔道(全種別)	○
平成 30 年 8 月 30 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称	
令和元年 7 月 31 日	第 25 回全国障害者スポーツ大会青森県準備連絡委員会設立	
令和元年 10 月 9 日 ～10 日	中央競技団体正規視察(バレーボール)	○
令和元年 10 月 23 日	中央競技団体正規視察(柔道)	○
令和元年 11 月 28 日	青森県議会第 300 回定例会の一般質問において知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明	
令和 2 年 4 月 1 日	つがる市教育委員会教育総務課内に国民スポーツ大会準備室を設置(3 名体制)	○
令和 2 年 5 月 28 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立発起人会を開催	○
令和 2 年 6 月 1 日	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出	
令和 2 年 9 月 25 日	(公財) 日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財) 日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体及び第 20 回かごしま大会を令和 5 年に開催することを決定 これにより第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)及び第 25 回全国障害者スポーツ大会を令和	

	8年に一年延期することが決定	
令和2年10月8日	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として内定(第25回全国障害者スポーツ大会の開催についても内定)	
令和3年7月1日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立総会・第1回総会を開催	○
令和4年2月14日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回常任委員会を開催(書面開催)	○
令和4年4月1日	つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課内へ国民スポーツ大会準備室を所管替え(3名体制)	○
令和4年6月27日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回総会を開催	○
令和4年12月19日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催	○
令和4年12月20日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催	○
令和5年4月18日 ～19日	(公財)日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察	
令和5年7月20日	(公財)日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として決定(第25回全国障害者スポーツ大会の開催についても決定)	
令和5年9月20日	第25回全国障害者スポーツ大会の会期決定	
令和5年12月5日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回常任委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第3回総会を開催	○
令和5年12月8日	(公財)日本スポーツ協会令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期(冬季大会・本大会)が決定	

令和6年3月12日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 宿泊衛生専門委員会を開催	○
令和6年3月13日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 総務企画専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 競技式典専門委員会を開催	○
令和6年3月14日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 輸送交通専門委員会を開催	○
令和6年4月1日	つがる市総務部内に国スポ・障スポ推進室を設置 (6人体制)	○
令和6年6月19日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第3回 常任委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第4回 総会を開催 準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポつ がる市実行委員会に改組 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委 員会第1回総会を開催	○
令和6年10月5日 ～7日	SAGA2024 バレーボール競技(佐賀県鳥栖市) 競技会場視察 ※職員2名	○
令和6年10月11日 ～13日	SAGA2024 柔道競技(佐賀県佐賀市) 競技会場視察 ※職員2名	○
令和6年11月18日	青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場がカ クヒログループアスレチックスタジアム(屋外)から マエダアリーナ(屋内)へ変更	
令和6年12月18日 ～20日	SAGA2024 会場地市町村事業概要説明会出席 (バレーボール:鳥栖市、柔道:佐賀市)	○

## 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の決定について

令和 6 年 5 月 31 日開催の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第 14 回競技運営専門委員会（青森県）において、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会が決定され、同年 7 月 29 日開催の同実行委員会第 3 回常任委員会にて報告されたことから、本市開催の競技会について、次のとおり報告します。

### 1 競技別リハーサル大会とは

競技会運営能力の向上や県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図ることを目的として、国スポ開催の前年から国スポ開催までの間に各会場において行われる大会

### 2 大会日程及び会場

No.	競技・種目名	大会名	実施日	競技会場名
1	バレーボール・少年女子 (6人制)	—	—	—
2	柔道	第 7 5 回東北高等学校柔道大会	2025 年 6 月 21 日 ～ 6 月 22 日	伊藤鉱業アリーナつがる



## 青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画（案）

### 1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、本市で実施する情報通信業務については、県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会の運営に万全を期すものである。

### 2 内容

#### （1）情報通信設備の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

#### （2）情報通信体制の整備

##### ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

##### イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

#### （3）大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

### 3 その他

（1）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画（案）

### 1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものであり、「青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画」に基づき、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらした整然さや温かみのある式典とする。

### 2 内容

#### （1）開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めることとする。

#### （2）表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合える記憶に残るようなものとなるように努めることとする。

#### （3）炬火イベント

炬火イベントを実施する場合にあっては、大会の開催機運を高めるために、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施するものとする。

#### （4）式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

### 3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市競技会場管理運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要項において「会場」とは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場、練習会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。）並びに敷地をいう。

### 3 管理運営者

この要項に基づく会場の管理運営者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

### 4 業務の処理

この要項に基づく業務の処理は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部及び実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

### 5 持込禁止物

入場者等は、会場に次に掲げる物（模造品及び類似品を含む。）を持ち込んではない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) クロスボウ（通称：ボウガン）等
- (4) 毒物、劇物その他有害物質
- (5) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (6) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (7) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等

- (8) 塗料類（ペンキ類）
- (9) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (10) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン等の携帯端末を除く。）
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、メガホン、拡声器、楽器その他大きな音が出る物
- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (16) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法により、人が集まる場所での飛行を禁止されているドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等をいう。次項第 20 号において同じ。）
- (17) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物

## 6 禁止行為

入場者等は、会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損し、若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (8) 所定の場所以外でゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (9) 所定の場所以外に酒類を持ち込み、及び飲酒すること。
- (10) アルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (11) 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。

- (12) 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
- (13) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (14) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等を行うこと。
- (15) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (16) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為を行うこと。
- (17) 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとする事（入場券等を不要としている場合を除く。）。
- (18) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (19) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること。
- (20) 無人航空機を飛行させること。
- (21) 他人の通行や観覧の妨げになる行為を行うこと。
- (22) その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為を行うこと。

## 7 その他の遵守事項

入場者等は、会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (2) 指定された場所において観戦し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。
- (3) 実行委員会が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに協力すること。
- (4) 職員に入場券、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (5) ADカード等を所持する者は、ADカード等を明確に見える場所に着用し、職員や実行委員会の委託する警備員の求めがある場合は、これを提示すること。

## 8 入場の制限等

- (1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 会長は、競技会の安全な運営のため必要と認められるときは、会場への入場制限を実施することができる。

## 9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、会場の管理運営について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における会場の管理運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

# 參考資料

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。



2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。  
(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務及び会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
競技式典専門委員会委員名簿

番号	機関・団体名	役職名	氏名
1	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	理事長	今 淳一
2	青森県バレーボール協会	理事長	齋藤 達人
3	青森県柔道連盟	理事長	盛 広
4	つがる市バレーボール協会	会長	山口 修一
5	つがる市柔道協会	会長	成田 正人
6	つがる市校長会		竹内 明人
7	青森県立木造高等学校	教諭	駒井 健
8	つがる市教育委員会教育部教育総務課	課長	小田桐 勇人

## 第80回国民スポーツ大会つがる市リハーサル大会開催基本計画

### 1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）に備えて、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）については、県が定める「第80回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第80回国民スポーツ大会つがる市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

### 2 大会の選定

大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

### 3 大会の運営

大会は、原則として国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

### 4 内容

#### (1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

#### (2) 競技運営

##### ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、市は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営に努める。

##### イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

#### (3) 式典

##### ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

##### イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。



#### (4) 施設

大会で使用する施設は、原則として国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポと同じ条件により行う。また、大会運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、整備する。

#### (5) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

#### (6) 広報・市民運動

国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の気運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

#### (7) 観光・接伴

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

#### (8) 宿泊・医事・衛生

##### ア 宿泊

大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

##### イ 医事・衛生

大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

#### (9) 輸送交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

#### (10) 消防・警備

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、競技会場等における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期する。

### 5 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、第80回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画年次計画に定める各基本計画に準じて実施する。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会事務局  
(つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室)  
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52  
TEL 0173-49-1193 FAX 0173-49-1212